

# エキュメニカル運動黎明期における ロマ教会と聖公会

藤 間 繁 義

## は じ め に

そもそもわれわれが、本研究を「黎明期のエキュメニカル・ムーブメントの研究」なる名称をもちいることとした所以は、この運動が、1910年、スコットランドのエдинバラにおいて開催された I.M.C. (International Missionaries Conference, 国際宣教師会議) をもって嚆矢とする、という一般的な見解に対して、19世紀、殊に、19世紀後半に澎湃として起ってきたところの、国際的、超教派的な教会運動が、まさしく「黎明期」のエキュメニカル・ムーブメントと呼称するにふさわしいものと考えたところにある。<sup>1)</sup> したがって、本研究は、1850年代の国際 Y M C A 運動をはじめとするキリスト教の諸活動や、<sup>2)</sup> 1967年の第一回ランベス会議、<sup>3)</sup>さらには、<sup>4)</sup>聖公会と東方教会との関係等々について一連の研究を、同一視点に立ちつつ積み上げて来たのである。われわれが、20世紀初頭より急速な進展を遂げたエキュメニカル・ムーブメントの歴史を顧るとき、聖公会、東方教会、古カトリック教会をも含め乍らも、ロマ教会の参与を得ることが出来なかつたことは、最大の痛恨事であるし、眞の意味におけるエキュメニカル・ムーブメントの達成は、ロマ教会をも含めて、全てのキリストの教会が *una sancta ecclesiam catholicam* として、全世界、全人類に対する使命を果たすこと以外にはないのである。

そして、このような眞の意味におけるエキュメニカル・ムーブメントが強力に推進されるに至ったのは、われわれが既に明らかにしてきたように、1959年、ロマ教会の教皇ヨハネス23世による全教会会議開催の通告、第二バチカン公会議および、それ以後におけるロマ教会の積極的な働きかけによるものである。<sup>5)</sup>

しかし、それでは、何故「黎明期」をも含めて、1世紀の久しきにわたつ

て、ロマ教会は、このエキュメニカル・ムーブメントに対して冷淡な態度をとり続けてきたのであろうか？ また、ロマ教会内部においては、この激動する世界に対する教会の使命遂行において、全教会の一致ということを全く問題として採り上げなかつたか、どうか？ こうした問題について検討を加えることは、本研究を進めて行く上において不可避の重大問題である。従って、本論文においては、19世紀後半から20世紀初頭において行なわれた聖公会とロマ教会との交渉に焦点を絞りつつ、ロマ教会のエキュメニカル・ムーブメントに対する関わり方を検討しようとするものである。

## I 第一バチカン公会議について

1848年におこった革命（フランスの2月革命、ならびにこれに刺激されてヨーロッパの各地におこった市民革命）は、教会にも深刻な問題を投げかけた。<sup>6)</sup> それは従来の価値基準を根底から振り動かすほどのすう勢をもって、政治・経済・思想・文化の各面にわたって浸透して行ったのである。ことに思想・文化の面においては、理性主義や無神論的な傾向をおびた啓蒙思想に根ざしたところの唯物主義・国家主義・民主主義・自由主義、社会主義の発展が見られた。その結果、ヨーロッパ各国におけるキリスト教の市民生活に対する影響力が頓に低下しつつあった反面、信仰復興の運動が国際的・超教派的なレベルにおいて急速に展開され始めたことは、すでに一連の拙論の中において述べた如くである。平信徒運動としてのY M C A、Y W C A運動の他に、聖公会によるランベス会議も10年毎に開催されるようになったのであるが、ロマ教会においてもまた、このようなすう勢の中にあって、全教会的な会議を開いて教会の信仰に関わる重大問題について態度を明らかにしようとする企てが進められたのである。

すなわち、教皇ピウス9世は、のちに教皇レオ13世となつたペッッティ<sup>7)</sup>の提議を受け入れて、この時代にあらわれたもろもろの謬見の一覧表を作製する作業にとりかかった。フーベルト・イエデンによれば、この作業は

1851年から52年にかけて、ウィーンの教皇大使は、ケルン大司教ガイセルにこのような謬見についての一つの「シラブス Syllabus（謬説表）」を呈示し、ガイセル管下の神学者たちにこのシラブスを吟味させるよう要請し……

ペルピニヤンの司教ジエベールが、1860年に、85の命題を謬見として排斥して公布した司教訓令が、枢機卿カテリーニの指導する枢機卿委員によって、「シラブス」作製の土台として採用されることになり、それが61の命題に集約され、1864年12月8日に、教皇回勅「クアンタ・クーラ「Quanta Cura」とともに、各司教にあてて送付されるはこびとなつた。ことを記している。<sup>8)</sup>

そして、クスベルト・バトラーによれば、この教皇の回勅 Quanta Cura と Syllabus の発表に先立つこと2日、1864年12月6日、公会議を開催することによって、この異常な難問題に対処しようとする意図を枢機卿たちに打ちあけたのである。<sup>9)</sup> ただちに、この教皇の意図を体して準備が進められたのであるが、すでにわれわれが取り扱ってきた第1回ランベス会議の開催準備と殆んど時期を同じくして、ロマ教会の全教会会議の準備が進められて行ったことは、極めて興味深いものを感じしめるところである。

1867年6月、聖ペテロ、聖パウロの殉教記念祭のために、全世界から約500人の司教たちがローマに参集した機会に、同月26日、教皇は、秘密会議の席上で、公会議開催の計画を伝えた。<sup>10)</sup> この開催の目的が、すでに述べたような19世紀中葉における世界情勢の急変に対するロマ教会の自己防衛にあったことはイエディン Hubert Jedin や、沢田昭夫師が、それぞれ述べられておるところである。したがって、八代崇氏が、その論文「教皇職と教会一致」において、「第二バチカン公会議の第一の目的が、ロマ教会を現代世界にいかに順応させるか (aggiornamento) ということにあり」、「ロマ教会の突然の異変によって、あまりにも楽観的な希望をもつようになった者がいたとしたら、公会議が終了した現在、ロマ教会と非ロマ諸教会とをわけへだてている要因が決して単純なものでないことを痛感させられたに違いない。」<sup>11)</sup> <sup>12)</sup> <sup>13)</sup> <sup>14)</sup>

これをのべた後、更に、

「おそらく、今後非ロマ諸教会とロマ教会との対話が進められて行くにあたって、一番障害となるものは、主教制教会と非主教制教会との間の障害としての主教職のように、教皇職の問題である」と指摘したことは、けだし当を得たものといわねばならない。<sup>15)</sup>

そしてこの教皇職に関して、首位権(Principatus)と不可謬性(Infallibilitas)の教義を明確に宣言したのもこの第一バチカン公会議であったし、ロマ教会が

開催したこの世界的な大会議が、聖公会によって開催された第一回ランベス会議や、Y M C A, Y W C Aの国際会議においてうちだされた教会一致を希求する方向と逆向するものとしての印象を与えたものまたここに起因するものである。

そもそもロマ教皇の首位権の主張は、新約聖書に記されたイエスの言葉の解釈にまでさかのぼって問題とされるところである。すなわち、ロマ教会における教皇職が、使徒ペテロからその司牧権を歴史的に継承してきている、という一致した見解にたっているのである。<sup>16)</sup>すなわち、使徒ペテロに対する教会司牧の特別な位置付けはつぎのようなイエスの言葉によるものとされている。

そこで、わたしもあなたに言う。あなたはペテロである。そしてわたしはこの岩の上にわたしの教会を建てよう。黄泉の力もそれに打ち勝つことはない。わたしは、あなたに天国のかぎを授けよう。そして、あなたが地上でつなぐことは、天でもつながれ、あなたが地上で解くことは天でも解かれるであろう。<sup>17)</sup>

そして、また、

彼らが食事をすませると、イエスはシモン・ペテロに言われた、「ヨハネの子シモンよ、あなたはこの人たちが愛する以上にわたしを愛するか。」ペテロは言った、「主よ、そうです。わたしがあなたに愛する以上に、わたしを愛するか」。彼はイエスに言った、「主よ、そうです。わたしがあなたを愛することは、あなたがご存じです」。イエスは彼に言われた、「わたしの羊を飼いなさい」。<sup>18)</sup>と。

ロマ教皇の職が、使徒ペテロによって創設されたロマの教会司牧者としての地位を継承するものであるという見解に立つロマ教会内部においては、上記の新約聖書の記事との関連においてほとんど一致して是認されるところであることは、第一バチカン公会議に出席した司教たちの間においても同様に認められた。<sup>19)</sup>

しかしながら、このようなロマ教会の見解と異なって教会司牧の権能が使徒ペテロ個人に賦与されたのではないとする見解が、信仰に基盤をおく宗教改革者たちの意見や、プロテスタント神学者たちの中からあらわれてきたことも歴史上の事実である。<sup>20)</sup>われわれが、マタイによる福音書のさきに引用した句をさ

らに詳細な点にも注意を払いながら読むとき、そこに大きな解釈の分岐点となる箇所が存在していることに気がつく筈である。すなわち

「……あなたはペテロである。そしてわたしはこの上にわたしの教会を建てよう。<sup>21)</sup>

*σὺ εἰ Πέτρος, καὶ επὶ ταυτῇ τῇ πέτρᾳ οἰκοδομήσω μου τὴν ἐκκλησίαν*  
……」に先立って、「バルヨナ・シモン、あなたさいわいである。あなたにこのことをあらわしたのは、血肉ではなく、天にいますわたしの父である。」<sup>22)</sup> ということばがイエスによってのべられている。さらにまた、この直後に、自らの十字架上の死と甦りを予告したイエスに対しての発言がイエスのはげしい叱責を招き、サタン（悪魔）とさえ呼ばれたペテロの姿を示している。

この時から、イエス・キリストは、自分が必ずエルサレムに行き、長老、祭司長、律法学者たちから多くの苦しみを受け、殺され、そして三日目によみがえるべきことを、弟子たちに示しはじめられた。すると、ペテロはイエスをわきへ引き寄せて、いさめはじめ、「主よ、とんでもないことです。そんなことがあるはずはございません」と言った。イエスは振り向いて、ペテロに言われた、「サタンよ、引きさがれ。わたしの邪魔をする者だ。あなたは神のことを思わないで、人のことを思っている。」<sup>23)</sup>

もし、主イエスが教会の司牧権を使徒ペテロ個人に賦与したのであれば、その直後にサタンとか邪魔者というような表現を用いてまではげしく叱責する筈もないであろうし、24節以降に示されている弟子たち全般を対象とした教訓をも必要としなかったであろう。

また、個有名詞 *Πέτρος* と一般名詞 *πέτρα* のもつ意味が使徒ペテロの呼称であると同時に、岩、石を意味する語であり、ユダヤの伝統の中では、しばしば信仰の表現として用いられて来たところである。<sup>24)</sup> それ故、イエスの意図は、聖徒ペテロ個人の上に教会を建てよう、ということではなくて、この箇所で表明した聖徒ペテロのキリスト信仰に対する言葉であり、教会は、何人であれキリストに対する信仰心あつい人の信仰の岩の上に建てられるべきことの説明であると考えられるのである。したがって、キリスト教会の形成以来、ことに、西方教会の流れを汲む諸教会においても、その歴史的過程において、ロマの主教座が *primus inter pares* としての地位を保持していることを承認するには

やぶさかではないにしても、ロマの主教座が、地上における唯一絶対の司牧権をもち、さらには、そこから発せられる信仰に関わる見解が不謬性をもつ、という見解に対しても、聖書的、あるいは神学的な疑義が生ずるのは論をまたないことである。<sup>25)</sup>

それのみか、この会議において鋭く教皇の不可謬権に対抗したドイツ語地域のデリンガーと彼の支持者たちは、ロマ教会がバチカン会議において決定したこの重大決議のゆえに新しい教会をつくり出した、との批判のもとに、自ら「アルト・カトリック教会」と称し、ロマ教会から分離することとなった。<sup>26)</sup> このように、教皇の不可謬性の宣言は、それまでの教皇とは質的に異なったものとなり、その決議のゆえに非ロマ教会との分裂を決定的なものにしてしまったことは、前述の八代崇氏の論文にも指摘されているところである。<sup>27)</sup> この間の事情については、イエデンも、<sup>28)</sup> キュンクも、<sup>29)</sup> 詳細に記しているところであるので、ここで詳述するまでもないであろう。

## Ⅱ 第一回ランベス会議との相違

第一バチカン公会議は、上述のように、激動する社会に対応する教会のあり方を明確にすることを目的として開催されたものでありながら、殆んど時を同じくして開らかれた聖公会の第一ランベス会議とは大いに異なる結果をもたらすことになった。そもそも、これら二つの教会会議は、殆んど時を同じくして開催され、その会議開催の目的においても当初は相通ずる事情を背景としていたことが覗い知られるのである。すなわち、ロマ教会の第一バチカン公会議が開催された時代背景については、すでに本論文において述べて来たところであるが、それに先立つこと3年、1867年に開催された第一回ランベス会議も、当然、同じ世界情勢の中から、教会の教えを最高権威でもって裏付けし得るような会議としての開催が要求されたのである。<sup>30)</sup> しかしながら、ランベス会議の場合には、われわれが既に拙論「黎明期のエキユメニカル・ムーブメントにおける第一回ランベス会議」において明らかにしたように、

ランベス宮殿に参集せる主教たちによって採択された決議が、全世界の聖公会に重要な影響もしくは感化を及ぼしはするけれども、それぞれの主教たち、管区もしくは教区の自主的な判断が尊重されるのである。………ロングレイ大主教が胸に描いたところ

の、「アングリカン・コムミュニオンの中における独立した管区の連盟体を形成し、同等の権威をもつ主教たちの間で、<sup>32)</sup> カンタベリー大主教が *Primus inter pares* として、主導権をとる」

という形の会議と交りを全聖公会の中に生み出す基礎をつくりだしたのである。そして、この会議においては、教会再一致の問題についても討議がなされ、ロマ教会、東方教会や大陸のプロテスタント教会との一致について論議する、<sup>33)</sup> というほどに、他教会との一致のための仲保としての聖公会の立場を明らかに示すものであったということができる。この場合、それぞれの教会の立場を相互に認め合ったうえで、ロマ教皇がすべてのキリスト教会の主教たちの中で *primus inter pares* としての地位をもつことについては、初代カンタベリー大主教アウグスチヌスがロマ教皇がグレゴリー1世によって英国に派遣された歴史的事実からしても、アングリカン・コムミュニオンの中において意見の相異を見出しえないのであろう。

しかるに、第一バチカン公会議においては、イエデンの記述しているように、教皇首位権の教義が、ロマ教会内部においても紛糾の種となつたような補足を盛込んで決定されたのである。

………これに反して、議案の第3章は大きな紛糾の種となつた。首位権の司教権に対する関係ということは、15世紀の両公会議以来、激しい論争の的となってきた問題だったからである。トリエントでは、この問題に関する人々の意見の対立が、公会議を分裂の危機にさらしさえした。さて5月9日の議案には、フィレンツェ合同会議で行なわれた定義が、文意を明確にするための、次のような補足を伴なつて、そのまま盛り込まれていた。「教皇の首位権は、全教会ならびにすべての個々の教会に及ぶ、通常の、かつ直接な司教的権限である。しかしながら、このことは、各司教のそれぞれの教区における、通常の、かつ直接的な権限を損うものではない。」このように、文面をいくらか修正することによって、二つの正式の権力の並存を理解し得る形にしたのは、枢機卿のラウシャーと、かつてソルボンヌの教授をしていたアンジェーの司教フレッペルの功績である。なお、司教が神の御前に直接の責任を負うことは、司教は使徒の後継者たるべく「聖霊によって定められた（使徒行伝 2:28）という文言によって保証された。一方、マニングは、教皇の支持を受けて、追加カノンに、「教皇は完全なる権力を所有す」(totam plenitudinem huius supremae potestatis) という一句を挿入することを主張して、これに成功した。<sup>34)</sup>

さらに、

「それ故に、我等はフィレンツェ普遍公会議の決定をあらためて確認する。これにより、すべてキリストを信ずる者はつぎのことをも信すべきである。即ち、聖なる使徒の

座とローマ教皇は全世界に優位を保つこと、ローマ教皇は聖なるペトロのまことの後継者であり、かつキリストのまことの代理者であること、また全教会の頭、すべてのキリスト教徒の父であり教師であること、また普遍的公会議の記録と聖なるカノンに記された如く、我等の主イエスズ・キリストが教皇に対し、全教会を牧し、導き、支配すべき完全なる権力を、ペトロにおいて委ね給うたことを。」………「しかしながら、最高の司教〔教皇〕の権力は、司教の裁治権の、通常かつ直接の権力を損うものではない。聖靈により定められて使徒の地位を継承する司教たちは、この裁治権によって、彼等に委ねられた群を、各人が各人の群を、まことの牧者として牧しかつ導くのである。のみならず、かえって、司教のこの権力は、最高にして普遍的な牧者〔教皇〕により保護され、強められ、弁護される………」。

という最終決議文が形造られているのである。

この決議文の中に見られるように、教皇は、他のすべての司教たちとは質的に異り、最高にして、普遍的な牧者であり、他の司教たちは、教皇によって保護され、強められ、弁護されるものと規定したのである。

また、教皇の不可謬性の教義の決定についても、以下の如く決議したのである。

「教皇は、その聖座より (ex cathedra) 語るとき、すなわち彼がすべてのキリスト教徒の牧者および教師としての職務に基づき、信仰または道徳に関する特定の教説が、全教会によって固くまもらるべきものであるとの決定を下すとき、彼は、神が聖ペトロに約束し給いし御助けによって不可謬性を有する。この不可謬性は、神なる救い主が御みずから教会に対して、教会が信仰または道徳の問題に関して特定の教説を最終的に決定せんとする際に与えることを欲し給うものである。従って、ローマ教皇が下すこの最終的決定は、それ自体の本質よりして変更を許さざるものであり、この不可変更性は教会の同意によって生ずるものではない。」

この決議は、その議案に対する小数派の要求であった「教皇の教説に関する決定に際しては全教会の共働が不可欠である」という条項は採択されなかつた。この決議は、公会議最終の総会において、出席した 552 名の司教たちによって、ほとんど満場一致でもって可決されたのである。

しかしながら、イエデンも指摘しているように、「この 552 という票数を前回のそれにくらべてみると、その間にあまりにも大きな差異があることに気がつく。残りの票はどこへ行ってしまったのであるか。」1869 年 12 月 8 日、この公会議が聖ペテロ大聖堂において開催された時には、当時 1,050 人を数えた全カトリック教会の司教たちの中で、国外旅行の許可が得られなかつたロシアを除く、ほとんど全世界の国々から参加した司教たちの数は、実に 774 人に達して

おり、その中で、642名の司教たちが投票権を保有する人たちであった。そして、この日の最終総会において審議をやり直すことを決めた前回（7月13日）の会議においては賛成、反対、修正意見、の各グループを含めて601名の投票者があった。したがって、この日の総会において決議に参加した552名のほかに議案の第3章に規定された教皇の完全な権力に関する文言と、第4章の末尾にある「この不可変更性は教会の同意によって生ずるものではない」という語句を消去して、これにかえて、「教皇は不可謬性をもつべき教説を決定するときは、個々の教会の証言に基づいてこれをなすべし」という一項を加えることによって、この議案が、すべての司教たちによって一致のうちに採択されることを可能にすべきである、という妥協案の採用を強く教皇に迫った55名の小教派の司教たちがあった。しかし、教皇は、公会議の決議に容喙するつもりはない、との理由でもってこの修正案の採用を拒否し、7月18日の月曜日に、公会議は、その第4会議において、教皇首位権と不可謬性の定義を含む憲章 *Pastor aeternus* を、*placet* 533票、*non placet* 2票で可決し、公会議の休会を決議した。その翌日普仏戦争が始まり、形式的には、第二バチカン公会議に先立つて、ヨハネス23世によって閉会が宣せられるまで休会のままであった。

この憲章 *Pastor aeternus* と *Dei Filius* を含む公会議の決定は、ほとんどのカトリック教会において賛意をもって迎えられたのであるが、すでに触れたごとく、ドイツ語地域の一部の知識人たちは、この二大決議の重要性のゆえに、徹底的にその決議の受容を拒み、遂に、アルト・カトリック教会を形成することになった。<sup>38)</sup>

したがって、エキュメニカル・ムーブメントが大きく展開されてきた、いわゆる「エキュメニズムの世紀」<sup>40)</sup>を迎える黎明期という視点に立って、この第一バチカン公会議を見るとき、第一回ランベス会議との間の大きく異なった点をあらためて嘆ぜしめられるのである。すなわち、ランベス会議においては、すでにわれわれが検討を加えて来たように、<sup>41)</sup> カンタベリー大主教は、*inter pares* である同質の司牧権の保持者として位置するものであるのに反して、バチカン公会議においては、教皇が特殊な、そして絶対的な、権威の保持者としての立場を明示したのであって、このために、アルト・カトリック教会の人びとのいいうように、これによって、「新しい一つの教会を形成したと看られるような決

議をしたことが第一の問題点であって、デリンガー派の人たちのみならず、プロテstant諸教会においても様々な論議を醸し出す結果となったものである。<sup>44)</sup>

とくに、公会議の決議を歓迎したロマ・カトリック教会の聖職ならびに信徒たちは、この公会議によって、教皇の地位に関する神学的な論争の意義よりも、むしろ、従来曖昧であった世俗の諸問題に関して教会が権威ある意見を表明し得るものとなったこと、および、全世界のロマ・カトリック信徒をして、真に一体であるというリアルな体験を味わい得たことに感動を覚えたのであって、<sup>45)</sup>その教会意識は昂揚し、他教会に対する優越した地位を意識することとなり、就中カトリック、プロテstant両教会の Bridge Church として、積極的に仲保をつとめようと努力しつつある聖公会の聖職位をめぐる確執を生み出すことともなったのである。こうした聖公会との関係の中で、マリン会談については、すでに故八代斌助博士がその著書の中で詳述されているところであるので、<sup>46)</sup>ここでは同博士の論文でとり扱われなかつたた。その聖職位の問題を検討することとする。<sup>47)</sup>

### Ⅲ 聖公会の聖職位の問題

歴史の流れを大きく変化せしめる国家間の出来事や、強大な組織と組織との結合が、しばしば個人的な友情に結ばれた個人の努力によって大きく進展することは、われわれのしばしば見受けれるところであって、マリン会談の契機となつたのも、聖公会信徒ハリファックス卿とフランスのカトリック司祭ポータルとの個人的な友情であったことは、故八代斌助博士の著作および本論集八代崇氏の論文の中でも明示されているところである。<sup>48)</sup>

しかしながら、彼らの努力も、当初積極的にその成功を支援した教皇レオ13世の好意も、レオ13世が、英国内のロマ・カトリック教会からの強い突き上げによって、回勅 *Apostolicae Curiae*<sup>49)</sup>を発することによって、その交渉の途が閉ざされてしまった。この回勅は、聖公会の聖職位を全面的に否認するものであって、以下の如き内容をもつのである。

………すべての秘蹟の成就と施行の儀式において、普通、質料と形相と呼ばれている儀式的部分と本質的部分とを、われわれは正当に区別している。またすべての人は、可

感的なしるしであり見えない恩恵の有効なしるしであるこの新しい律法の秘蹟は、それがもたらす恩恵を象徴しなくてはならず、またその象徴する恩恵を實際にもたらさなくてはならない。ということを承知している……さて、一世代前まで英國教会の人々により、祭司職の任命への正しい形式として全般的に受け入れられていた言葉、すなわち「聖靈を受けよ」は、たしかに、祭司職の正確な意味やその恩恵と力からはほど遠いものである。この力は、十字架上で成就された犠牲の単なる記念だけではなく、あの犠牲において主の真のからだと血を聖別し捧げるその力を特にさしている。この形式は後に、「祭司の職務と働きのために」という言葉を添えられてはいるが、しかし、これはむしろ、最初の形式に欠点があり不十分であったことに、英國教会が気づいたことを証明するものである。またこの追加は、たとえ形式に必要な意味を与えることができるものであったとしても、とり入れられるのが余りにも遅すぎた。というのは、この時すでに、エドワード王時代の聖職授任式目の受領から一世紀が過ぎ去っており、聖職階級はもはや消滅してしまい、任命する権力が残っていなかったからである。

同じことは、監督の叙階の場合にも言える。なぜなら、「聖靈を受ける」という形式に、「監督の職務と働きのために」という言葉が追加されたのが遅すぎたばかりでなく、すぐ後で見るよう、カトリックの儀式において（理解されている）のと違った解釈が、それに施されている（のと違った解釈が、それに施されることになたているからである）……聖職授与の秘蹟と真のキリスト教祭司職は英國教会の儀式から全く捨て去られてきたので、この儀式による監督の叙階では、何の祭司職も授与されていないことになり、したがって、どの監督職も、真にまたは正しく、授与できないことになった……

この根深い形式の欠陥に加えて、秘蹟をとり行なうには、同様に必要なものである目的に関する欠点がある……そこで……余は宣言し、公表する。<sup>50)</sup>すなわち、英國教会の儀式によって行なわれた叙階式は全く無意味で、完全に無効である。

これは、まさしく聖公会の聖職位の全面的否認であった。

他方、聖公会側においては、教会一致を進める上の基準ともいるべきランベス四綱領を定めて<sup>51)</sup>、聖公会の立場を明確にするとともに、アルト・カトリック教会、東方教会、ならびに、プロテスタント教会との一致を実現すべく努力を積み重ねつつあった。

#### （イ）使徒継承による主教職

ところで、この Apostolicae Curiae 聖公会の職位を否認する論拠は如何なるものであったのだろうか？

その第一は、上記引用文中にも明らかなように、聖公会の主教職の継承に関する問題であった。すなわち、それは、17世紀の初頭頃から、カンタベリー大主教パーカー（Matthew Parker, 1504—75）の主教按手式に関して流布された“Nag's Head”物語<sup>52)</sup>と呼ばれる謬説に関するものであって、この説によれ

ば、パーカーは、主教としての按手と受けたことはなく、Nag's Head と称する居酒屋で一人の背教した修道僧から、戯れに按手を受けたのみであるというのである。しかしながら、実際には、パーカーは、1559年12月17日に、ランベスにおいて、<sup>54)</sup> バロー、<sup>55)</sup> スコーリイ、<sup>56)</sup> コバデール、<sup>57)</sup> およびホヂキンスの四人の主教によって按手されているのであって、その記録も、*congé d'élire*<sup>58)</sup> 選挙、および、その認承と按手という、主教按手に先立つ手続きも、すべて判然としているのであって、ロマ・カトリック教会の中には、いまもって、この説を信じている人びともあるけれども、同教会の学識豊かな歴史家や著述家たちは、ずっと以前に抛棄してしまった説である。

さらに、この説を流布した者たちは、パーカーの主教按手をした先任主教たちの中の一人、バローが主教按手を正当に受けていたのかどうかについて疑義を提起したのである。バローは、若い頃、ヒッポの監督であったオーガスチヌスの氣風をうけつぐオーガスチン・キャノンと呼ばれるグループに所属しておったが、やがてプロテスタント的な立場をとるようになり、1535年セント・アスフアの主教に任せられ、翌36年、セント・デービッドの主教に転じ、<sup>59)</sup> 1548年、<sup>60)</sup> パス・アンド・ウェルズの教区主教となつた人であり、当時は、チエスター教区の披選主教であった。ところが、約80年後の1616年になって、パーカーの按手に関する問題が起ってきたとき、彼自身の主教按手の記録が散逸してしまっていることが明らかになつたために、パーカーの按手問題は、さらにバローの按手の問題にまでひろがつて行ったのである。

そもそもバロー、スコーリイ、コバデールが主教職にあった時代は、その経歴にも明らかに覗い知られるように、追放、復帰、叙任、再追放等と、王室の宗教的立場が、ロマ・カトリックから宗教改革の立場を行ったり来たりしているのに伴なつて、振子のように振り動ぎ、極わめて不安定な状況の中になつた。このような状況の中で、<sup>62)</sup> カンタベリー大主教トーマス・クランマーは、1533年から1547年ヘンリー8世の死去する時までの14年間に25名もの主教が按手を受けているのであって、そのうちの7名の主教たちの主教按手の記録が散逸してしまっているけれども、これは当時の政治的、宗教的事情のもとで、カンタベリー大聖堂の記録係の不注意によって生じた記録紛失の事故であつて、そのことによつて、この7名を含む25名の主教按手が行なわれなかつたとする

ことは出来ないのである。<sup>63)</sup>

ロマ教会の側から為されたこのような一連の疑義や，“Nag's Head” の造言を流布することの意図は、そもそも奈辺に存在するのであろうか？ それはカル빈派の神学者と親交を結び、教父ならびに聖書の研究にも学識を高く評価されながらも、メリー1世の時代においても教皇にしたがうことをしていない、エリザベス1世の登位とともにカンタベリー大主教となって聖公会の中道神学の立場を切り拓いたパーカーの主教接手式が、もし正純なものでない、と論証されたならば、それによってパーカー以後に出現した聖公会の主教たちが、純粹な意味における使徒職の歴史的継承者ではない、ということになってしまふ。それ故、このような造言の意図は、明らかに、パーカーの主教接手式が古来教会において保持されてきたところの伝統と、信仰的基盤を欠落したものであることを論証して、もって、聖公会の聖職位（主教、司祭、執事を含む）<sup>エピスコポス プレスブテロ デアコノ</sup>の全面的な無効宣言を行なおうとするものであった。聖公会が、澎湃として起つてきたエキュメニカル運動に対応するために採択したランベス四綱領の中においては、「使徒時代より継承した主教、司祭、執事の三職位を確守する」ことが明示されているのであって、聖公会が、他教会との間に教会一致の協議を進める場合には、必ずしも、この聖職位の問題に関する相互理解をもつための長期間にわたる協議を経てきたのである。<sup>64)</sup> したがって、前記レオ13世による回勅 Apostolicae Curae によって、「英國教会（とりも直さず全世界の聖公会）の儀式によって行なわれた聖職の叙階式は全く無意味で、無効である」と宣言する時、それは、単に聖職位のみならず、その聖職たちによって執行されるすべての聖奠もまた無意味なものに帰してしまうこととなるし、聖公会そのものの存在も無意味なものになってしまう、という論理的な帰結になる。それは、われわれが本論文の第一の部分において観察した第一バチカン公会議において、「聖なる使徒の座とロマ教皇は全世界に優位を保つこと……… われらの主イエス・キリストが、教皇に対し、全教会を牧し、導き、支配すべき完全なる権力を委ね給うた」という教皇首位権の主張にあらわされているように、教皇の管轄権を排した英國教会ならびに、その流れを汲むすべての聖公会の教会の存在を否定しようとするものである。

しかしながら、ロマ教会のこのような主張にも拘らず、すでに述べたよう

に、バローの主教按手が正当な手順を経て行なわれたものであることから、英國教会の主教職が妥当性を有することは論ずるまでもないことである。さらに、百歩を譲って、パークーの主教按手が妥当性に欠けるものであったとしても、その後カンタベリー大主教に任せられたロードが、<sup>66)</sup> イタリアならびにアイルランド教会によって正当な歴史的主教職を継承したことによって、英國教会は、その正当な歴史的主教職を継承するものであることは、敢えて論証する必要のないことである。

#### (口) 聖公会の聖職按手式文<sup>67)</sup>について

さらに、上掲 *Apostolicae Curae* は、聖公会の聖職按手式文を問題として採り上げているのであるが、その論駁の第一は、この式文の中で聖皿と聖杯の授受が省略されていることであり、第二は、聖奠執行の「目的」に関する欠陥<sup>68)</sup>がある、<sup>69)</sup> という主張である。

そもそも、聖杯と聖皿とは、主イエス聖晚餐を記念する聖餐式において用いられたところの道具 instruments であって旧約聖書におけるニサンの月の屠られた仔羊の肉と血<sup>70)</sup>—新約聖書における屠られた贖主イエス・キリストの肉と血<sup>71)</sup>—を象徴するパンおよび葡萄酒の容器である。教会における聖餐の聖奠の原型を、聖晚餐、エマオ途上における復活のイエスとの晚餐、<sup>72)</sup> および信徒たちの共同生活の中に見るとするならば、聖餐に不可欠な要素は、聖皿・聖杯という容器よりも、可見的な物質としてのパンと葡萄酒ならびに、主イエスに対する信仰にもとづく「感謝して、パンをさく」という行為がクローズ・アップされる。

この聖皿と聖杯の授受という行為は、バーン・マードックによればその省略をもって聖公会の式文が妥当性を欠くと主張しているロマ教会内においてさえも、宗教改革に至る数世紀前からようやく、司祭按手式の際に司祭の職務を表わす象徴または証拠として授受されるようになったものである。<sup>73)</sup> そして、この聖器授受が、あたかも聖職按手の聖奠における物質 *mater* のように重要視されるようになったのは教皇ユウヂニウス4世が、1439年アルメニア教会に対して発した信仰と聖奠に関する教令の中で、司祭按手式の聖奠における *mater* は、この聖器であることを明し、手を按くことには一言も触れなかったとき<sup>74)</sup>からのことである。<sup>75)</sup> 聖職按手式の聖奠における *mater* が、按手を受ける人自

身であるのか、あるいは、その時、授受される聖器であるのか、という議論はここでは一応措くとして、英國における宗教改革者たちは、この象徴的な聖器授受の形式を1552年の按手式文の中から排除したので、<sup>76)</sup> 上述のようなロマ教会からの論難を受けることになったのである。しかるに、1655年、ロマ教会の学者モリニウスの研究によって、この聖器授受の行為は、少なくとも9世紀以降になってから礼式の中に採り入れられたものであって、東方教会においてはいまもって全然行なわれておらないものであることが明らかになった。<sup>77)</sup> したがって、ロマ教会の論点に立って、聖器の授受を執行しない教会がすべて妥当性を欠くということになれば、9世紀以前のすべての教会が妥当性を欠くことになり、その歴史的継承をうけついでできたロマ教会自身も、東方教会もすべて妥当性をもたない、という論理的帰結に達するところから、この問題は自己撞着によって消滅することとなった。

第二の「目的」に関する論議は、この聖公会の聖職按手式の式文の中で、聖職の務めに関わる権力を明確に表現する言葉と行為が省略されてしまっていることを指摘するのである。この言葉と行為の省略は、宗教改革者の儀礼に関する見解から強い影響を受けてなされたものである。

ともあれ、このようなロマ教会の論難に対して、英國教会では、カンタベリーおよびヨーク大主教による1897年3月29日付の教書をもって、その神学的立場を明確に弁明したのである。すなわち、聖公会における聖職按手式の目的とするところは、キリストによって制定せられた聖職の職務を賦与することにあって、ロマ教会のミサ典礼の中で用いられている言葉と同様に、聖餐の教理をも含んでいるのである。また、この教書は、教皇によって必要であると指摘された言葉と行為が、初期のロマ教会の聖奠の式文中に見出されないこと、したがって、この言葉と行為の省略によって上述のように教会の存在を否認することとなるのであるならば、ロマ教会自体、この言葉を用いてなかった聖奠を継承してきたことによって妥当性を有していないものと判定することになる点を指摘したのである。さらに、Apostolicae Curae の中で指摘されている「“聖靈を受ける”Accipe Spiritum Sanctum という言葉と行為が、司祭按手の場合も同じである」というロマ教会からの苦情に対して、同じ言葉と行為とを用いてはいるけれども、その式文全体が、これら二つの按手式を別個のものとし

て執行するように独立の式文として制定されていることと式文の前文で、別個の聖奠として制定することの意義について説明してあることで充分であることを指摘した。<sup>78)</sup>

したがって、ロマ教会および聖公会の、それぞれの主張のみを採り上げるならば、両者相容れないものの如く見受けられるのであるが、実際のところ、この聖公会の聖職位は、既に拙論「エキュメニカル・ムーブメントの黎明期における聖公会と東方教会」<sup>79)</sup>の中で明らかにしたように、東方教会によって妥当なものとして受容れられており、アルト・カトリック教会および、ロマ教会と交りを保持するロシア教会も容認するところであるので、カトリック教会とプロテstant教會の架橋としての聖公会の担う役割は極めて大きなものであることを改めて認識しなければならないことを思わしめられるのである。

## む　　す　　び

われわれは、エデンバラの世界宣教師会議に先立って1902年に実現された南インドにおけるプロテstant教會の合同から始まった力強いエキュメニカル・ムーブメントが約半世紀にわたる諸教会の真摯な努力の上に開花したものであることを明らかにしようとする意図のもとに、19世紀後半に展開されたこの運動を、聖公会を中心として、「黎明期のエキュメニカル・ムーブメント——1850年を中心として——」<sup>81)</sup>、「黎明期のエキュメニカル・ムーブメントにおける第一回ランベス会議の意義」<sup>82)</sup>、「教会合同と主教職の継承」および「エキュメニカル運動黎明期における聖公会と東方教会との関係」について検討を加えてきた。そして、本論文においては、第二バチカン公会議が開催されるまで、他教会との間に一致を求める態度を積極的に表わすことをしなかったロマ教会と、聖公会との交渉——一見悲観的な状況とも見受けられる程両教会の蟠りの大きさを明らかにするものではあるけれども——について若干の検討を加えたつもりである。しかしこの小論文において、これら両教会の関係をすべて網羅しつくしたとも思わないし、さらに詳細にわたって検討を加えるべき出来事の多くあることを痛感するものである。ことに、カンタベリーカンタベリー大主教ランドル・デビッドソンの主宰によるランベス会議の発した「すべてのキリスト教徒への訴え」<sup>83)</sup>に応えて開始された、メルシエ枢機卿、ポータル司祭、およびハリファッ  
<sup>84)</sup>

クス卿とによって再開されたマリン会議<sup>85)</sup>、あるいは教皇ヨハネ23世となったロンカリとチエスター主教ベルとの交友、カンタベリー大主教フィッシャーの教皇庁訪問等々の出来事は、それぞれ、聖公会とロマ教会との関係の中で看過すべからざるものではあるけれども、そのいづれもが、20世紀において展開されたことであるので、ここでは、とりあげることをしなかったが、こうした両教会の交渉が、個人の働きを媒介しながら、さらに鞏固な一致を目指して進められる両教会の一致への歩みは、第二バチカン公会議後一転したロマ教会の積極的なエキュメニカル・ムーブメントへの姿勢とともに、包括的に研究を進めて行かねばならないと考える。

#### 〔注〕

- 1) 拙論、「黎明期のエキュメニカル・ムーブメント——1850年を中心として——桃山学院大学キリスト教論集、(以後J.C.S.と略記す) 第4号、1968年5月P.68.
- 2) 同上 P. 70—79.
- 3) 拙論、「黎明期のエキュメニカル・ムーブメントにおける第一回ランベス会議の意義」桃山学院大学社会学論集、(以後 S.S.S と略記) 第3巻。第1・2合併号 p. 67 f. f.
- 4) 拙論、「エキュメニカル運動黎明期における聖公会と東方教会との関係」J.C.S. 第7号、1970年3月, p. 73f.
- 5) J.C.S. 第4号, p. 66.
- 6) Hubert Jedin : Kleine Konziliengeschichte, Herder-Bücherei 51, 1966, 山崎澄男、梅津尚志共訳「キリスト教会公会議史」p.208. 「…革命はプロシアとオーストリア・ハンガリのカトリック教徒たちに対しては行動の自由を与え、宗教生活の急速な昂揚をもたらしたのであるが、ピウス9世に対しては……このときローマにおこった革命のために彼はローマを亡命することを余儀なくされ、彼がローマに立ち戻ることが出来たのは、外国であるフランスの軍隊の力によるものであった。」
- 7) Vincenzo Gioacchino Pecci 1810年イタリア・アナーニ近くのカルピネトに生れ、1837年司祭となり、1843年ブリュッセル駐箚の教皇庁大使となり、司教に叙階された。1853年枢機卿に任せられ、1878年教皇に選出されてレオ13世と称し、1878年より1903年迄、教皇の地位にあった。司祭時代より、ベネヴェント知事としても学校制度を整え、労働者のための貯蓄銀行を設けたり、ローマにベルギー人司祭養成の神学校の設立を促し、教皇ピウス9世のシラブス発表、第一バチカン公会議の開催にもあづかって功績があった。
- 8) op. Cit. p. 208 f.
- 9) Dom Cuthbert Butler : The Vatican Council 1869—1870, Based on

Bishop Ullathorne's Letters, Edited by Christopher Butler, Abbot of Downside, 1930, 1962, p. 63.

- 10) Jedin, op. Cit. p. 213. バトラーは、教皇が、この公会議を開催する積極的な意図を明らかにした後、その説明を次のように結論付けたことを伝えている。

My conviction is that the forthcoming Council in Rome will present to the whole world the imposing spectacle of five or six hundred bishops, gathered from all points of the compass, and firmly united in one faith on all the great questions which interest humanity. Butler, op. cit. p. 66.
- 11) Jedin : op. cit. p. 208.
- 12) 沢田昭夫, 第一ヴァチカン教会会議, 聖心女子大学カトリック文化研究所編, 公会議と教会一致, 理想社, p. 209.
- 13) 八代崇:教皇職と教会一致, 桃山学院大学人文科学研究, 第4巻, 第1号, 1966年, p. 71.
- 14) Ibid.
- 15) Ibid.
- 16) ロマ教会における教皇の権威については初代教会の時代より使徒ペテロの後継者としての特別の権威が賦与されていたのであるが, ローマ監督(337—352年)ユリウス, アタナシウス, 「アリウスに対する弁証」の中にも, 376年にヒエロニムスが教皇ダマススにおくった手紙の中で, 「……わたしはあの漁師の後継者, 十字架の弟子に語るのであります。わたしはキリスト以外の指導者には従いませんから, あなた以外の者, つまりペテロの座以外の者には意見を仰ぐ手紙を送りません。これこそは, 教会がその上に建てられた岩であることを知っているからです。……」と述べている。ヘンリー・ベッテンソン編, キリスト教文書資料集, 1962, p. 129, 131.
- 17) Mt. 16: 18, 19.
- 18) John 21: 15, 16.
- 19) Jedin : op. cit. p. 239.
- 20) 岡田五作編, ルタ一篇(キリスト教古典双書 VII, 昭和31年, p. 256).
- 21) Mt. 16: 18.
- 22) Mt. 16: 17.
- 23) Mt. 16: 21—23.
- 24) The Greek here is 'Thou art Peteros(stone), and on this Petra (rock) I will build my church.' But in Aramaic no such distinction would be possible, and the difference only appears in Greek because Petra is a feminine word which could not be employed as the name of a man. But what is the Lord's meaning? The symbol of a rock is often used, not only in the OT (cf. Dt. 32: 4, 2S. 22: 32, 23: 3, Ps. 18: 2, Is. 30: 29,

44:8 and specially 28:16), but also by our Lord Himself (7:24,25), and in Rabbinic literature. Thus in connexion with Is. 51:1—2, where Abraham is designated as a rock, the Midrash says: God is like unto a king who wished to build himself a house.....Ed. Chales Gore and others: A New Commentary on Holy Scripture, 1928, 1946 rep., p. 168.

- 25) それぞれの教区、もしくは管区における自律的な教座の権威が認められるべきでああって、第一回ランベス会議以来聖公会においては、カンタベリー大主教の地位について見解を一つにしている。

The number of independent provinces in the Anglican Communion multiplied... Thus the Anglican Communion has become what Longley envisaged—a federation of independent, autonomous provinces, amongst whose metropolitans the Primate of All England is primus inter pares. (A.M.G. Stephenson: The First Lambeth Conference, 1867, 1967, p.330.)

(拙論。J.S.S.) したがって、そこから William Temple, the Archbishop of Canterbury 19—1940 が、その著書 The Church Looks Forward の中でのべているように、同じ自律的主教座の権威を保持する多くの主教座の中で首席を占めるものとしてのロマ主教の権威を認め合うことは、聖公会はもとより、他の諸教会においてもやぶさかではないと考えるものである。

- 26) Jedin, op. tit. p. 234.
- 27) Ibid. p. 248. ドイツ、オーストリアおよびスイスのアルト・カトリック教会は、不可謬性論争の結果、ロマ教会から分離した。 (Ed. F. L. Cross: The Oxford Dictionary of the Christian Church, 1966 p. 980.)
- 28) 八代崇: 前掲, p. 78.
- 29) Jedin: op. cit. p. 230ff
- 30) Hans Küng: Konzil und Wiedervereinigung, 1960, 国島一則, 中村友太郎共訳, 再合同のためのキリスト教革新—公会議と再合同, P. 230 ff
- 31) "There came from Canada the desire for an Anglican Synod or Council which would speak with authority on the doctrinal turmoil of the time and would cleanse and protect the Anglican Church from insidious teaching. A. M. G. Stephenson: The First Lambeth Conference: 1867, S. P. C. K., 1967, p. XII.
- 32) 桃山学院大学社会学論集, op. cit. p. 68. A. G. M. Stephenson: op. cit. p. 330.
- 33) Ibid. p. 71.
- 34) Jedin: op. cit. p. 2391 f.
- 35) Ibid. p. 241.
- 36) Ibid. p. 242.
- 37) 7月13日の総会において行なわれた。第4章についての票決をさす。451人の司

教たちが placet 票を、88人が non placet 票を投じ、62人が placet juxta modum 票を投じた。この第3のグループが修正案を提出したことにより、審議をやり直すこととなり、本文に引用した条項を含む最終決議案が提出されたのである。

- 38) 公会議が休会になって任地に帰ってきた司教たちは、どこでもカトリック信徒たちから歓呼で迎えられ、11月10日、バルティモアに帰着したスバルディング大司教は5万人の大群衆の出迎を受け、すべてのカトリック教会が鐘を鳴らし、人々は盛大な行列を造って大司教がカテドラルに帰還するのに従った、Jedin; op. cit, p.246. という程の歓迎ぶりであったといわれているし、他の地域においても、同じような歓迎を受けていることは、公会議の決定が、すべてのカトリック信徒にとって歓迎すべきものとして受け容れられたことを示すものである。
- 39) Johann Joseph Ignaz von Döllinger は再三にわたる大司教からの公会議決定に服従すべきことの勧告を拒み続けたために、1871年4月17日に破門の宣告を受けたが、1873年6月14日、ケルンにおいて Reinken を司教に選出し、Reinken はただちにディベンターのヤンセンニストの司教から司教としての叙階を受けた。かくして Döllinger 一派の人たちは Altkatholische Kirche を結成したのであるが、プロシア、バイエルン、オーストリアは、それぞれの政治的、文化的状況の中において、この一派を支援した。Jedin; op. cit. 248.
- 40) J. W. C. Wand, A History of the Modern Church, 1957, p. 256.
- 41) J. S. S. Vol. 3 No. 1, 2.
- 42) Ibid. p. 75., A. M. G. Stephenson: op. cit. p. 228.
- 43) バチカン公会議が終了して、帰国したミュンヘン大司教シェールが、駅頭でデリンガーを見たときのことであった。シェールがデリンガーに向って「さあ、またお互いに一生懸命やろうではありませんか！」というと、彼は、「古い教会のために！」と応じた。シェールが「教会はただ一つです。」というと、彼はこう答えた。「人々は新しい教会をつくり出してしまいました。」Jedin, op. cit. P. 247.
- 44) Ed. R. Rouse and S. C. Neill: A History of the Ecumenical Movement 1917—1948, (以後 A. E. M. と略記す), D. H. Yoder Christian Unity in Nineteenth Century America by D. H. Yoder, p. 226.
- 45) Jedin: op. cit. p. 246.
- 46) A. H. E., p. 226, 297, 298 ff. 680, O. D. C. C. p. 846.
- 47) 八代斌助著作集第3巻 p.155、「ミカエルの友」第34号、第81号、第118号。
- 48) Ibid. 本論集八代崇氏の論文 P. 122f.
- 49) 1869年9月13日に発布
- 50) 「英國教会の聖職に関する教皇レオ13世の見解」、書簡 Apostolicae Cure, 1896年9月13日より Acta Sancta Sedis (96/97), 198. sqq. Denzingen, 1963 sqq. にある抜粋を上掲 H. Bettenson: Documents of the Christian Church, 1962, の邦訳キリスト教文書資料限: P. 377より引用。長い引用文であるので、

ここに改めて明記しておくこととする。

- 51) このランベス四綱領については、すでに拙論、J. C. S.において述べてきたところであるが、聖書、信経、聖職位、聖奠の四項目に関する信仰的立場の表明であり、1870年シカゴで開催された米国聖公会の総会で提出され、1888年のランベス会議で採択されたものである、
- 52) A. H. E. p. 210, 250.
- 53) Ed. by P. E. More and F. L. Cross: *Anglicanism—The Thought and Practice of the Church of England, illustrated from the Religious Literature of the Seventeenth Century*, 1962, p. 386.
- 54) “This of the Nag's Head, though it go current at Rome, and be blazed for truth through the world by men of your rank, is couisingermane to the former, as appeareth by the records of the Archbishopric, which declare, that he was consecrated in Capella intra manerium suum de Lambeth, that is, in the Chapel within his manor of Lambeth. Ibid. p. 387.
- 55) William Barlow (—1568) チェスター主教。青年時代はオーガスチン・キヤノンと呼ばれる修道生活のグループに属していたが、1529年頃迄にはプロテstant的な立場を表明するようになり、1535年ウェルズ管区のセント・アスファの主教に任せられた。翌36年セント・デービッドの主教となり、1548年バス・アンド・ウェルズの主教となった。パーカーの主教接手が問題化した時、彼自身の主教接手に関する記録が、カンタベリー管区記録係の不注意のために紛失してしまっていることから物議を醸したこと有名。
- 56) John Scory (—1568) ケムブリッヂのドミニカンの出身で、1538年、修道院が解散したために世俗の仕事に従事したのであるが、1551年ロチェスター教区主教に任命され、1552年チエスター教区主教に任せられた。(O. D. C. C.)
- 57) Miles Coverdale (1488—1568) 聖書英訳にたづさわった人、1514に司祭接手を受け、ケンブリッヂでオーガチン・フライヤーズ修道団に入り、そこでロバート・バーズの影響を受けて熱心に教会改革を考えるようになった。信仰告白並びに偶像に関する抗的な説教を行なったために大陸渡航を余儀なくされ、1535年、ウルガタ並びにルター訳聖から最初の完訳英語聖書をつくりあげた。1539年、リチャード・グラフトンと共に大聖書を編集し、英国に帰った後、1551年にはエクセターの教区主教となったが、メリー時代に再び追放され、1559年に帰国した。(O. D. C. C.)
- 58) Congé d'elire (仏) 英語の *Pamission to elect* の意味、英国では、主教選出権は長い間、国王の手に握られていたが、ロマ教皇がその改善を迫り、ジョン王がこれを認めて以来、主教は教区大聖堂の会堂、又は会議室で選挙によって選出することになった。しかしながら、その場合でも、選挙に先立って国王による選挙開始の許可が必要であるという伝統が保たれている。(O. D. C. C.)

- 59) 英国聖公会ウエルズ管区内の教区名，ここの大聖堂はセント・アスファ大聖堂である。
- 60) 同じく，ウエルズ管区内の教区名にして，主教座は，セント・デビッド大聖堂におかれている。
- 61) 英国聖公会カンタベリー管区内の教区にして，大聖堂都市はウエルズであり，主教座はウエルズの聖アンデレ教会であるが，歴史的には Bath の聖ペテロ聖パウロ教会におかれたこともあった。主教座は 909 年エドワード王によってウエルズに定められたのであるが，1088 年ジョン・デ・ビルラによってバスに移された。しかし，この移転はウエルズの牧会聖職たちとバスの修道僧たちの間に抗争を起こすこととなったために，1139 年両者らともに主教選出の権限を担うことを決定し，1245 年インノセント 5 世の決定によって教区名をバス・アンド・ウエルズと称することとなって現在に至っている。英國南西のサマーセット地方中バス・ウエルズ・タウントン・トラウブリッヂなどを含む教区である。(D. D. C. C.)
- 62) Thomas Cranmer (1489—1556) 第 69 代カンタベリー大主教にして，その在職年間 (1533—1556) に，英國における宗教改革を達成して國教会としての聖公会の確立に力を尽したが，メリーの弾圧の犠牲となって，1556 年 3 月 21 日処刑場の露と消えた。ヘンリー 8 世の離婚問題を契機として颶爽と登場し，「国王至上権」をもって「教皇至上権」に対抗し，「大聖書」の編纂を行ない，祈禱書の制定と 39 大綱のもととなった 42 大綱の制定等々に尽力したことで有名。
- 63) H. Burn-Murdoch : *Rome's Denials of Anglican Orders*, S. P. C. K. 1956, p. 5.
- 64) 1853 年および 1880 年の米国聖公会総会において採択され，1888 年のランベス会議において他教会との一致のための基準として推奨されたもので，1897 年，1908 年 1920 年 1930 年のランベス会議において議せられ，聖書，サクラメント，信仰告白および聖職位に関する表明である。L. A. Haselmayer : *Lambeth and Unity*, 1948, p. 3f.
- 65) William Laud (1573—1645) 第 76 代カンタベリー大主教として 1633 年から 1645 年迄在職。オックスフォードのセント・ジョンズ・カレッジの出身にして，1611 年 38 才にして同カレッジの学長となり，1621 年，セント・デビッド主教に任せられるに及んでセント・ジョンズの学長を辞す。ロマ教会も英國教会も同カトリック教会であるとの主張のもとにジェスイットのパーシー (J. Percy) との間に論争を展開す。英國教会に宗教改革以前の教会が保持していた優れた伝承物を回復しようと努力した。1626 年バス・アンド・ウエルズに，1628 年ロンドン教区主教に転出したが，オックスフォード大学のチャンセラーとして古典語学の充実，殊に “*Codex Laudianus of Acts*” を含む聖書写本の一大コレクションの寄贈をした。1633 年カンタベリー大主教となる。(D. D. C. C.)
- 66) *Anglian Ordination*, D. D. C. C. p. 54, 此處では，Jenkins, E. Denny 等による数多くの研究と記録が記されているが，筆者はこれらのもの直接参照し得ていないので，本文中に引用したものは O. D. C. C. によることを明記しておく。

67) ここで問題となっているのは1552年に改正された第二祈禱書である。聖公会の祈禱書は、中世に西方教会一般に用いられた典礼書の様式に従った地方的典礼書が用いられていたが、その中でも、英國ソールスベリ教区で用いられていたセーラム祈禱文が普していたことから、宗教改革に際して、この祈禱文を土台とした聖書的で、しかも英國人会衆に理解し易しい英文を用いた祈禱書が1549年に制定された。それがエドワード6世による第一祈禱書にして、聖公会の祈禱書の型がこれによって成立した。その中には、早禱、晩禱、嘆願、使徒書、福音書、聖餐式、聖法式、聖信式、聖婚式等々、搖籃から墓場迄、信徒の生活に関わるすべての式文が含まれており、聖職按手式についても、執事、司祭、主教の按手式文が載せられている。

この第一祈禱書を、1552年に、従来よりも宗教改革の立場を濃厚にうち出して改定されたものが第二祈禱書であって1662年に再改定をみるまで用いられた。

- 68) 本論集145頁、「この根深い形式の欠陥……」と記しているのは、*Porrectio instrumentorum* すなわち聖器授受の形式を意味している。
- 69) 同上、「秘蹟をとり行なうには同様に必要なものである目的に関する欠陥がある」と指適しているが、目的 Intention については、ベッテンソンも神学大全中からアクイナスのみ引用してそこに重大な意味のあることを示している。
- 70) A. J. B. Higgins: *The Lord's Supper in the New Testament*, 1952, Rep. 1956, p. 13, 14.
- 71) Mt. 26:26ff, Mk. 14:17ff, Lk, 22:14ff,
- 72) Lk, 24:16f.
- 73) Acts. 2:43f.
- 74) Burn-Murdoch: op. cit. p. 7.
- 75) D. D. C. C. p. 47.
- 76) 筆者の手もとに所有する現行の英國聖公会、米国聖公会、日本聖公会、カナダ聖公会の祈禱書によれば、聖皿、聖杯ではなしに、聖書を授受することになっている。
- 77) Burn-Murdoch, op. cit. p. 7.
- 78) D. D. C. C. p. 54.
- 79) J. C. S. Vol. 7. 所掲
- 80) 同上, p. 85.
- 81) J. C. S. Vol. 4. 所掲
- 82) J. S. S. Vol. 3. 所掲
- 83) J. C. S. Vol. 6.
- 84) Randall Thomas Davidson (1848—1930)第96代カンタベリー大主教。
- 85) An Appeal for Reunion, 1920とも称せられるランベス会議に集った主教たちから発せられた“*The Letter 'To All Christian people' from the Lambeth Conference, 1920.*”
- 86) 前出、八代斌助著作集、第3巻、152頁以下、「ミカエルの友」第81号、第118号を参照のこと。